



第4次 常陸大宮市 男女共同参画計画

概要版

常陸大宮市
令和8年6月

◆計画策定の趣旨と位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、国の「男女共同参画基本計画」、茨城県の「男女共同参画基本計画」、本市の最高位計画である「常陸大宮市総合計画」と整合性を図るため策定するものです。

この度、「第3次男女共同参画計画」の期間が満了するに当たり、市民、事業者、学校、行政が一体となり、より一層の男女共同参画の推進を図るため「第4次男女共同参画計画」を策定するものです。

また、本計画は以下の通りの計画として位置付けます。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」(女性活躍推進計画)

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(DV※1 対策基本計画)

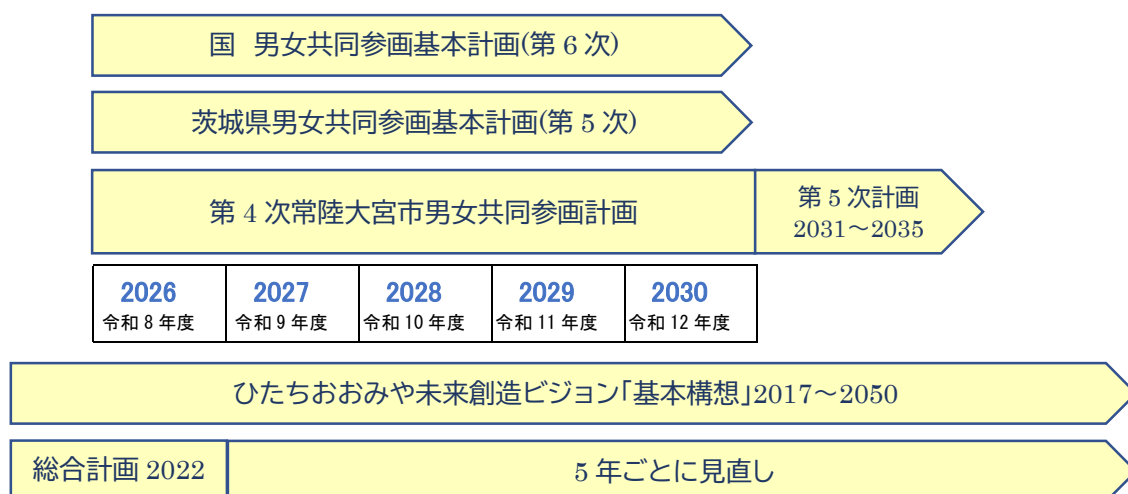
○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」(困難女性支援計画)

※1 DV ドメスティック・バイオレンス。配偶者・パートナーからの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

◆計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の急激な変化や、国・県の動向、進捗状況を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。



◆計画の基本理念

男女共同参画社会基本法には、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念が掲げられています。

本市においても、これらの法の理念を尊重し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

◆スローガン

認め合い 支え合い

自分らしさが活きるまち 常陸大宮

◆基本目標(GOAL)

GOAL I

男女共同参画の推進による多様な幸せ(well-being)の実現

性別にかかわらず、家庭、地域、職場などあらゆる分野で個性と能力を発揮できる環境づくりを進めます。政策・方針決定過程への参画拡大や、ワーク・ライフ・バランスの実現、地域活性化への女性参画を促進するとともに、DVや性暴力の根絶、貧困や孤独・孤立など困難な問題を抱える人々への支援、生涯にわたる健康の保持・増進、防災対策などを通じて、誰もが安心して暮らせる社会を実現します。

GOAL II

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた意識啓発を行うとともに、次代を担う子供たちへの教育や、地域・家庭・学校・職場など社会全体での理解促進を図ります。また、SDGsの視点を取り入れた国際協調を推進し、男女共同参画社会を実現するための基盤を整えます。

◆計画の体系

GOAL I 男女共同参画の推進による多様な幸せ(well-being)の実現

1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	①行政分野への女性の参画拡大	女性活躍推進計画
	②女性活躍の支援充実(職員の職域拡大)	
	③企業・団体などにおける女性の参画拡大	
2 仕事と生活の調和・雇用における男女共同参画の推進	①ワーク・ライフ・バランスなどの実現	
	②雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	
	③働く女性の活躍推進への支援	
3 地方創生と地域における男女共同参画の推進	①地方創生のために重要な女性活躍の推進	
	②テクノロジー・農林・商工業などにおける女性参画の推進	
	③地域における男女共同参画の推進	
	④地域防災・交通分野における女性の参画拡大	
4 あらゆる暴力の根絶	①男女間のあらゆる暴力の根絶への取組推進	DV 対策基本計画
	②セクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進	困難女性支援計画
	③性犯罪・性暴力への対策・ストーカー対策の推進	
	④児童虐待防止と相談支援体制の充実	
5 多様な生き方への対応と生涯にわたる健康づくり支援	①貧困など生活上困難な状況におかれている女性などへの支援	困難女性支援計画
	②社会的困難を抱えている人が安心して暮らせる環境の整備	
	③生涯を通じた男女の健康づくり支援	
	④子供が健やかに育つ生活環境づくり	

GOAL II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

1 男女共同参画の視点に立った慣行の見直しと意識の改革	①男女共同参画の視点に立った慣行・制度などの見直し
	②人権の尊重と法制度の理解・男女平等意識の啓発推進
	③男女共同参画の視点に立った子供の人権の尊重
2 教育・メディア等を通じた意識改革・理解の促進	①男女共同参画を推進する教育の充実と情報の収集・提供
	②教育の場における男女共同参画の教育・学習機会の充実
	③家庭や地域における教育・学習機会の提供
3 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進	①国際交流及び多文化共生の促進
	②SDGs(持続可能な開発目標)の実現

第4次常陸大宮市男女共同参画計画 概要版

令和8年6月

常陸大宮市 市民生活部 市民課

〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町 3135-6

TEL:0295-52-1111

<https://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>